

0万円を可決

* 報告……………1件

* 条例の制定……………13件

* 条例の一部改正……………14件

* 一般会計・特別会計……………6件

水道事業会計の補正予算

* 一般会計・特別会計……………6件

水道事業会計の当初予算

* 意見書提出の発議……………2件

* 同意案件……………3件

* その他の議案……………4件

* 一般質問……………5名

本会議での質疑

● 議案第2号 白馬村辺地
対策総合整備計画の変更
について

問 (篠崎久美子) 事業費の
大幅増額の具体的な理
由と内訳は。

答 (横川総務課長 周辺排
水路整備や芝生広場排
水対策工事とローラースキ
ーコース整備事業化のため、
事業費は25年度に約5500
万円、26年度に約8800万
円で、財源には辺地債を充て
る計画です。

● 議案第10号 白馬村公共
下水道区域外流入分担金
の徴収に関する条例の制
定について

問 (小林英雄) 徴収区域を
定める基準と手続きは
どこで決められているのか。
第5条の取扱要綱第4条とは
何を指すのか。

答 (太田建設水道課長 許
可基準は村公共下水道
区域外流入に関する取扱要綱
で定め、手続きは同取扱要綱
第4条において区域外流入の
許可申請があったときは村が
内容を審査し、区域外流入の
許可決定をします。第5条に
ある取扱要綱は、条例の制
定と合わせて制定され同日
施行するもので、条例制定
が可決された時に告示番号
が入ります。

● 議案第28号 平成24年度
白馬村下水道事業特別会
計補正予算(第3号)

問 (太田 修) 受益者負担
金還付金と、公共下水

道建設費の前納報奨金の件数
と発生事由は。

答 (太田建設水道課長 還
付金は、時効成立後に
賦課した2件で、101万7
00円と還付加算金16万50
0円です。前納報奨金の当初
予算不足分を12万4千円補正
します。

● 議案第10号

反対討論【小林英雄】

理由として、第一に条例の
規定する内容が村長の決定に
左右されることになり、議会
が村長に従属する関係になる。
第二に条例と規則の整合性が
ない。第三に、規則第3条では
区域外流入の許可を受けよう
とするものは様式第一号で許
可申請書を提出しなければな
らないことになっているが、
白馬村公共下水道条例施行規
則第11条では、様式第11号で
区域外排除申請書を提出しな
ければならないことになって
いる。また、本条例にはその他
村長が定めるなどの委任規定
はどこにもない。将来に禍根